

伊勢原市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、伊勢原市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、土木部土木総務課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により市長へ申請し、（公共基準点使用承認書（第2号様式））使用承認を受けるものとする。また、公共基準点の使用後には公共基準点使用報告書（第3号様式）により使用結果を市長へ報告するものとする。

2 使用者は、公共基準点を使用する際は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、市職員、土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第4号様式。以下「届出書」という。）を市長（土木部所管の工事にあつては土木総務課長）に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去若しくは移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 掘削底両端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が、公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事等

3 届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は市長若しくは土木総務課長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近

での工事竣工報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を市長（土木部所管の工事にあつては土木総務課長）に提出し、検査を受けなければならない。

5 報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認ができるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及び竣工後が対比できる引照点図又は市長若しくは土木総務課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者（土木部所管の工事を除く。）は土木総務課長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（第6号様式）により市長に申請し、復旧の承認を受けることとし（第7号様式）土木部所管の工事においては、工事施工者は土木総務課長と公共基準点の復旧について協議しなければならない。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者（土木部所管の工事及び公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第8号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請し、その承認を受けなければならない（第9号様式）。

2 土木部所管の工事にあつては、工事施工者は、公共基準点（一時撤去・移転）協議書（第8号様式。以下「協議書」という。）を提出して土木総務課長と協議しその回答を得なければならない（第9号様式）。

3 申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障を来した場合は、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、土木総務課長と協議のうえ変更することができるものとする。

3 工事施工者以外の者が故意又は過失により、公共基準点を滅失又はき損した場合（以

下「事故原因者」という。)は、前2項を適用するものとする。

(機能回復の施工者)

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は土木部土木総務課で行う。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続は、法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき土木部土木総務課で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と土木総務課長との協議の上施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に土木総務課長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、原因者が負担するものとする。

3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点設置工事竣工報告書(第11号様式)を添付する。前項の写真とともに市長(土木部所管の工事にあつては土木総務課長)に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。)及び公共基準点の測量作業に要する費用(以下「測量費用」という。)の負担は別添の表を標準とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

区 分		測 量 及 び 設 置 費 用
工 事 施 行 者	土木部所管	○
	占 用 企 業	○
	そ の 他	
事 故 原 因 者		○
土地所有者等		×

注 1 ○印は左欄の該当者が原則として設置工事を施工することで費用負担する。

×印は伊勢原市が負担する。

第1号様式（第4条第1項関係）

公 共 基 準 点 使 用 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先) 伊 勢 原 市 長

申請者 住所
名称

印

伊勢原市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により伊勢原市公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第2号様式（第4条第1項関係）

<p>公 共 基 準 点 使 用 承 認 書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>伊勢原市公共基準点の使用について、次のとおり承認します。</p>		
使用目的		
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日	
測量地域		
使用する 公共基準点		
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
<p>承認条件</p> <p>1別紙公共基準点使用条件を遵守すること</p> <p>2使用終了後は、報告書を提出すること</p> <p>承認番号 号</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>		
備 考		

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

別紙

公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保身に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

第3号様式（第4条第1項関係）

公 共 基 準 点 使 用 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先) 伊 勢 原 市 長

報告者 住所
 名称 ⑩
 担当者

伊勢原市公共基準点の使用結果を、次のとおり報告します。

使用目的					
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日				
測量地域					
使用した 公共基準点	計 点				
使用承認番号	承認番号 号				
測 量 作 業 機 関	名 称				
	担 当 者				
	所 在 地	TEL			
使用結果（精度）	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
	No.	～	No.	相対精度	1：
特記事項	(故障点、異常点の状況の記載)				

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第4号様式（第5条第1項関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

令和 年 月 日

（あて先）伊勢原市長

住 所

報告者 名 称

担当者

伊勢原市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

工事件名		
工事場所		番地先
工事期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
工事概要		
公共基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 その他

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第5号様式（第5条第4項関係）

公共基準点付近での工事竣工報告書

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢原市長

住 所
報告者 名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		番地先
工事期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
公共基準点番号		
公共基準点 の状況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面		1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

公共基準点復旧承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）伊勢原市長

申請者 住所
氏名
（担当者）

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、伊勢原市公共基準点管理保全要綱第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	番地先	
復旧する公共基準点		
復旧期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
復旧工事請負者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
備考		

注）市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第7号様式 (第5条第6項関係)

公 共 基 準 点 復 旧 承 認 書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承 認 事 項

復 旧 内 容	
復 旧 場 所	番地先
復 旧 す る 公 共 基 準 点	
復旧完了期限	令和 年 月 日とする

承 認 条 件

- 1 測量標設置は、伊勢原市公共基準点管理保全要綱(別紙参照)に定めた構造とします。
- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用ください。使用不可能な場合は、原因者の負担となります。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書(様式第11号)を提出し、伊勢原市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに伊勢原市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て土木総務課と協議してください。

承認番号 号

令和 年 月 日

伊勢原市長

印

備 考

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第8号様式（第6条第1項関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書
（協議書）

令和 年 月 日

（あて先）伊勢原市長

申請者 住所

（協議者）氏名

印

（担当者）

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、伊勢原市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

（協議）

一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所	番地先	
一時撤去・移転する 公共基準点		
移転する場合の 移転候補地	番地先	
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考	※現況状況等を記載する	

注) 協議の場合は、承認申請を協議に、第1項を第2項に書き換えるものとする。

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第9号様式（第6条第1項関係）

<p>公共基準点（一時撤去・移転）承認書</p> <p style="text-align: right;">承認番号 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長 印</p> <p>年 月 日に（申請・協議）のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
移 転 先	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
完 了 期 限	令和 年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再設置位置については、土木総務課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。 2 測量標設置は、伊勢原市公共基準点管理保全要綱（別紙参照）に定めた構造とします。 3 原則として測量標等は既設のものを再度使用ください。使用不可能な場合は、原因者の負担となります。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11号）を提出し、伊勢原市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに伊勢原市へ公共基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに土木総務課に連絡してください。 	
備 考	

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第10号様式（第6条第4号関係）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

令和 年 月 日

（あて先）伊勢原市長

請求者 住所
氏名
（担当者）

伊勢原市公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	令和 年 月 日まで
備考	

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

第 1 1 号様式 (第 9 条第 4 項関係)

公 共 基 準 点 設 置 工 事 竣 工 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先) 伊勢原市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日承認 (回答) 番号 号で承認 (回答) を受けた公共基準点の (一時撤去・移転) について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		番地先
設置工事竣工日		令和 年 月 日
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面		1 竣工写真 2 その他

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

注) 市が行う工事の場合は、伊勢原市長を土木総務課長に書き換えるものとする。

基準点設置

標石構造図

